



# 鳥取県公報

令和4年1月25日（火）  
第9368号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (29) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (30) (〃) . . . . . 2
	知事指定薬物の指定 (31) (医療・保険課) . . . . . 2
	大規模小売店舗の新設の届出に対する意見書の提出 (32) (企業支援課) . . . . . 3
	保安林の指定施業要件の変更予定 (33) (東部農林事務所) . . . . . 4
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (34) (治山砂防課) . . . . . 4
◇ 公 告	公の施設の指定管理者の指定 (スポーツ課) . . . . . 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (4件) (庶務集中課) . . . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第29号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団中井医院	米子市旗ヶ崎七丁目20-12	令和3年12月31日

## 鳥取県告示第30号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人日南福祉会	日野郡日南町下石見2315	グループホーム虹の郷	日野郡日南町生山346-1	認知症対応型共同生活介護	令和2年3月31日

### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人日南福祉会	日野郡日南町下石見2315	グループホーム虹の郷	日野郡日南町生山346-1	介護予防認知症対応型共同生活介護	令和2年3月31日

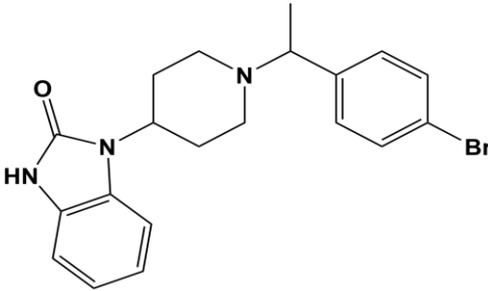
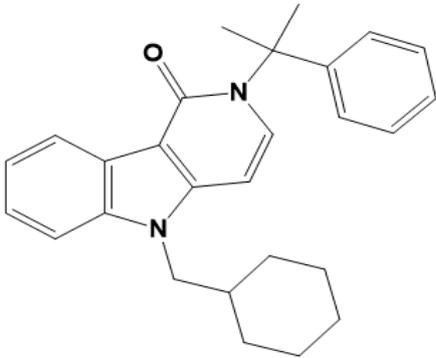
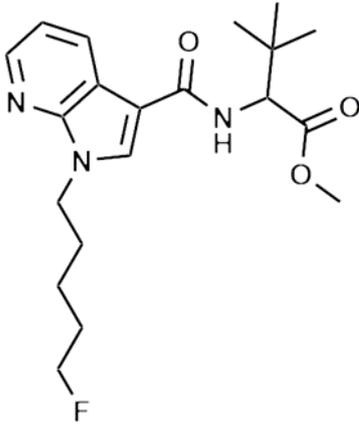
## 鳥取県告示第31号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年1月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
3-知(1)-10	B r o r p h i n e	1- { 1- [ 1- ( 4-プロモフェニル) エチル] ピペリジン-4-イル} -1, 3-ジヒドロ-2H-ベンゾ [ d ] イミダゾール-2-オン及びその塩類

		
<p>3-知(1)-11</p>	<p>CUMYL-CH- MEGACLO- NE、CHM-SGT -151</p>	<p>5-(シクロヘキシルメチル)-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-2,5-ジヒドロ-1H-ピリド[4,3-b]インドル-1-オン及びその塩類</p> 
<p>3-知(1)-12</p>	<p>5F-MDMB-P 7AICA</p>	<p>メチル=2-[1-(5-フルオロベンチル)-1H-ピロロ[2,3-b]ピリジン-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類</p> 

鳥取県告示第32号

令和3年鳥取県告示第585号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）ドラッグストア ウェルネス鳥取叶店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、当該意見書を縦覧に供する。

令和4年1月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見書を提出した市町村  
鳥取市
- 2 意見の概要
  - (1) 西側の駐車場出入口について、駐車場内に左折矢印の路面標示を行うこと。
  - (2) 南側の駐車場出入口について、立て看板の撤去と間口の拡幅を検討すること。
  - (3) 駐車場内の安全性確保のため、店舗敷地内通り抜け禁止の看板を設置すること。
  - (4) 住居付近の駐車枠について、前向き駐車及びアイドリングストップを促す看板を設置すること。
- 3 縦覧に供する期間  
令和4年1月25日から1月間
- 4 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

---

### 鳥取県告示第33号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年1月25日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市気高町宝木字西濱1561の59
- 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

### 鳥取県告示第34号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局において一般の縦覧に供する。

令和4年1月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 名称  
稲吉地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域  
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱19号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱19号を結んだ直線に囲まれた区域
  - 土 地  
米子市淀江町稲吉字円通寺821-1
  - 標 柱  
1号

米子市淀江町稲吉字薬師堂930-1	2号から4号まで
米子市淀江町稲吉字薬師堂936	5号及び6号
米子市淀江町稲吉字上ノ山940	7号及び8号
米子市淀江町稲吉字上ノ山945	9号
米子市淀江町稲吉字宮田38	10号
米子市淀江町稲吉字宮田38地先道路敷	11号
米子市淀江町稲吉字上村屋敷58地先道路敷	12号
米子市淀江町稲吉字上村屋敷70	13号
米子市淀江町稲吉字上村屋敷70-3	14号
米子市淀江町稲吉字上村屋敷83	15号
米子市淀江町稲吉字上村屋敷94	16号
米子市淀江町稲吉字後屋敷105	17号
米子市淀江町稲吉字後屋敷108	18号
米子市淀江町稲吉字後屋敷120地先水路敷	19号

## 公 告

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年1月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする 公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる 事務所の所在地	指定の期間
鳥取県営東山水泳場	一般財団法人鳥取県水泳連盟・公益財団法人鳥取 県スポーツ協会共同企業体 代表者 一般財団法人鳥取県水泳連盟 会長 川口 武 鳥取市天神町50-3 公益財団法人鳥取県スポーツ協会 会長 林 昭男 鳥取市東町一丁目220	令和4年4月1日から令和9年 3月31日まで

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

#### (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県の知事部局及び警察本部所管施設で使用する電気の供給（東部）

予定使用電力量（供給期間総計）5,008,899キロワット時

予定使用電力量は、令和2年6月から令和3年5月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

## (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

## (3) 供給期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日までとする。ただし、令和5年度以降において、この公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

## (4) 供給場所

鳥取市東町一丁目131 知事公邸ほか25施設

## (5) 入札書の記載方法等

入札金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和4年2月4日（金）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

## (3) 令和4年1月25日（火）から同年3月11日（金）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## (4) 令和4年1月25日（火）から同年3月11日（金）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

## (5) 令和4年2月22日（火）において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

## (6) 令和4年2月22日（火）において、鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14日付第201600115735号）第5条に定める入札参加資格要件を満たしている者であること。

## (7) 入札説明書に添付している仕様書に記載された電気の供給条件を満たすことができる者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

## 4 入札手続等

## (1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当

電話 0857-26-7497

電子メール shomushuchu@pref.tottori.lg.jp

## (2) 業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総務課庁舎管理担当

電話 0857-26-7772

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和4年1月25日（火）から同年2月22日（火）までの間にインターネットの鳥取県総務部総合事務センターホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/262605.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和4年1月25日（火）から同年2月22日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月11日（金）午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月10日（木）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地階第6会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、封筒には必ず本件調達案件名称及び入札者の商号又は名称を記入すること。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の(1)の場所に令和4年2月22日（火）午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として仕様書に示す予定契約電力、予定使用電力量及び予定力率に応じた各月電気

料金の年間合計金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び調達手続特例規則、会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

### (3) 契約書作成の要否等

要

### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和4年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には議決前に開札は行うが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、予算が成立しなかった場合は落札決定を行わないものとする。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Tottori Prefectural Governor's Official Residence and 25 other facilities. 5,008,899kWh

(2) February 22, 2022 5:00 PM: Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation

(3) March 11, 2022 10:00 AM: Time-limit for the submission of tenders

March 10, 2022 5:00 PM: Time-limit for the submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : Accounts Payable, Central Processing Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan

TEL 0857-26-7497

---

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県の知事部局及び警察本部所管施設で使用する電気の供給（中・西部）

予定使用電力量（供給期間総計）4,263,204キロワット時

予定使用電力量は、令和2年6月から令和3年5月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等

により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日までとする。ただし、令和5年度以降において、この公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

日野郡日野町根雨140-1 日野振興センターほか15施設

(5) 入札書の記載方法等

入札金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和4年2月4日(金)正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 令和4年1月25日(火)から同年3月11日(金)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 令和4年1月25日(火)から同年3月11日(金)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 令和4年2月22日(火)において、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 令和4年2月22日(火)において、鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針(平成28年12月14日付第201600115735号)第5条に定める入札参加資格要件を満たしている者であること。

(7) 入札説明書に添付している仕様書に記載された電気の供給条件を満たすことができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当

電話 0857-26-7497

電子メール shomushuchu@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総務課庁舎管理担当

電話 0857-26-7772

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和4年1月25日（火）から同年2月22日（火）までの間にインターネットの鳥取県総務部総合事務センターホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/262605.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和4年1月25日（火）から同年2月22日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月11日（金）午前10時20分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月10日（木）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地階第6会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、封筒には必ず本件調達案件名称及び入札者の商号又は名称を記入すること。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の(1)の場所に令和4年2月22日（火）午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として仕様書に示す予定契約電力、予定使用電力量及び予定力率に応じた各月電気料金の年間合計金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び調達手続特例規則、会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

### (3) 契約書作成の可否等

要

### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和4年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には議決前に開札は行うが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、予算が成立しなかった場合は落札決定を行わないものとする。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Hino Promotion Center and 15 other facilities. 4, 263, 204kWh

(2) February 22, 2022 5:00 PM: Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation

(3) March 11, 2022 10:20 AM: Time-limit for the submission of tenders

March 10, 2022 5:00 PM: Time-limit for the submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : Accounts Payable, Central Processing Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan

TEL 0857-26-7497

---

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県教育委員会所管施設で使用する電気の供給（東部）

予定使用電力量（供給期間総計）7,051,413キロワット時

予定使用電力量は、令和2年6月から令和3年5月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日までとする。ただし、令和5年度以降において、この公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

鳥取市伏野1550-1 白兔養護学校ほか11施設

(5) 入札書の記載方法等

入札金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和4年2月4日（金）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 令和4年1月25日（火）から同年3月11日（金）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 令和4年1月25日（火）から同年3月11日（金）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 令和4年2月22日（火）において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 令和4年2月22日（火）において、鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14日付第201600115735号）第5条に定める入札参加資格要件を満たしている者であること。

(7) 入札説明書に添付している仕様書に記載された電気の供給条件を満たすことができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当

電話 0857-26-7497

電子メール shomushuchu@pref.tottori.lg.jp

## (2) 業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総務課庁舎管理担当

電話 0857-26-7772

## (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

## (4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和4年1月25日（火）から同年2月22日（火）までの間にインターネットの鳥取県総務部総合事務センターホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/262605.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

## ア 交付期間及び交付時間

令和4年1月25日（火）から同年2月22日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

## イ 交付場所

（1）に同じ。

## (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

## (6) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 日時

令和4年3月11日（金）午前10時40分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月10日（木）午後5時までとする。

## イ 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地階第6会議室

## 5 入札参加者に要求される事項

## (1) 入札書は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、封筒には必ず本件調達案件名称及び入札者の商号又は名称を記入すること。

## (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の（1）の場所に令和4年2月22日（火）午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

## (3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として仕様書に示す予定契約電力、予定使用電力量及び予定力率に応じた各月電気料金の年間合計金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び調達手続特例規則、会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

## (3) 契約書作成の要否等

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和4年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には議決前に開札は行いが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、予算が成立しなかった場合は落札決定を行わないものとする。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Prefectural Hakuto School for children with special needs and 11 other facilities. 7,051,413 kWh

(2) February 22, 2022 5:00 PM: Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation

(3) March 11, 2022 10:40 AM: Time-limit for the submission of tenders

March 10, 2022 5:00 PM: Time-limit for the submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : Accounts Payable, Central Processing Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan

TEL 0857-26-7497

-----  
一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

## (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県教育委員会所管施設で使用する電気の供給（中・西部）

予定使用電力量（供給期間総計）7,709,217キロワット時

予定使用電力量は、令和2年6月から令和3年5月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日までとする。ただし、令和5年度以降において、この公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

米子市蚊屋343 米子養護学校ほか12施設

(5) 入札書の記載方法等

入札金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和4年2月4日（金）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 令和4年1月25日（火）から同年3月11日（金）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 令和4年1月25日（火）から同年3月11日（金）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 令和4年2月22日（火）において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 令和4年2月22日（火）において、鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14日付第201600115735号）第5条に定める入札参加資格要件を満たしている者であること。

(7) 入札説明書に添付している仕様書に記載された電気の供給条件を満たすことができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当

電話 0857-26-7497

電子メール shomushuchu@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総務課庁舎管理担当

電話 0857-26-7772

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和4年1月25日（火）から同年2月22日（火）までの間にインターネットの鳥取県総務部総合事務センターホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/262605.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和4年1月25日（火）から同年2月22日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月11日（金）午前11時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月10日（木）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地階第6会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、封筒には必ず本件調達案件名称及び入札者の商号又は名称を記入すること。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の(1)の場所に令和4年2月22日（火）午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調

達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として仕様書に示す予定契約電力、予定使用電力量及び予定力率に応じた各月電気料金の年間合計金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び調達手続特例規則、会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否等

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和4年2月定例会において本件業務に係る予算(以下「予算」という。)が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には議決前に開札は行うが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、予算が成立しなかった場合は落札決定を行わないものとする。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Prefectural Yonago School for children with special needs and 12 other facilities. 7,709,217 kWh

(2) February 22, 2022 5:00 PM: Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation

(3) March 11, 2022 11:00 AM: Time-limit for the submission of tenders

March 10, 2022 5:00 PM: Time-limit for the submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : Accounts Payable, Central Processing Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan

TEL 0857-26-7497